

# 建物を解体・改修する際は — 石綿 (アスベスト) に注意! —



## 1 発注者・注文者は、 ➡ 「情報提供」

- 石綿含有建材の使用状況の通知
- 契約条件の配慮 (法令に基づく措置が守られるよう、適切な解体方法、費用、工期に配慮)

## 2 施工業者は、 ➡ 石綿ばく露防止措置を講ずる

